

平成19年度弁理士試験論文式筆記試験問題

〔著作権法〕

A社はビジネスソフトウェアの開発、販売を行う会社であり、中小企業向けの業務用会計ソフトを販売している。は、A社の企画開発部に在籍しているBが開発したものである。C社は、A社と同じくソフトウェアの開発、販売を主たる業務とする会社である。C社は、の基本性能に依拠しつつ、その操作性を高めた同種の会計ソフトの開発を企画し、に改良を加えた新たな業務用会計ソフトを開発した。C社は、自己を製造元として、の複製物を卸売業者であるD社に販売し、D社がそれを一般企業に向けて販売している。メーカーであるE社の経理部では、D社から購入したの複製物が会計処理に用いられている。その後、の存在がA社の知るところとなり、A社は、C社やその主要な取引先に対し、がA社の著作権を侵害するものであるとの警告を行った。A社の警告後、C社はの販売を自粛することを決定した。C社がA社の警告を受けての販売を停止したことはD社、E社の知るところとなったが、その後も、D社はの在庫品の販売を継続しており、E社の社内でもが使用されている。

以上の事実関係を前提として、C社、D社、E社が著作権法上誰に対してどのような責任を負うか、論じなさい。

【50点】